

# 地方での投資促進に向けた産業用地の確保について

2025年10月

経済産業省 経済産業政策局

## 産業用地確保に向けた課題と検討の方向性

- 2040年度での官民投資200兆円の実現に向け必要となる産業用地の確保のため、あらゆる確保手段を検討する。
- その上で、確保手段ごとの課題に応じた対応方針について、**年内を目途に関係法令の改正も視野に検討を進め 方向性を取りまとめた後、必要な措置を講じる**。

#### 確保手段

#### 課題

## 検討すべき論点

#### 既存の工場拡張

工場増設に当たり、緑地面積率規制が障壁となるケースが存在。

- ▶ 地域経済の発展に向けて自治体が特に重視する工場に関し、特例的に更なる緩和が検討し得るか。
- ▶ 緑地面積率に関する規制について、技術や環境の変化、環境規制の整備、累次の特例的緩和措置等の実施状況等を踏まえ、適切な水準を検討すべきではないか。

## 空き産業用地 の活用

長期間未利用の産業用地の活用に向けては、自治体の誘致能力の強化や、データセンターなど新たな立地パターンへの対応が必要。

- ▶ 産業誘致が自治体の税源涵養に繋がることを踏まえ、特に財政力の低い自治体の誘致能力強化に向けて、どのような支援が考えられるか。
- ▶ データセンターの立地判断に重要な冷却水の安定確保を、工業用水道事業制度の枠組みの中でいかに実現するか。

## 工場遊休地 の活用

土壌汚染対策費等を理由に、工場遊休 地の活用を躊躇するケースが存在。 国も 情報を把握できておらず、有効な対応がで きていない。

- ▼ 工場遊休地に関する情報を国としていかに把握し、その情報をどのように有効活用すべきか。
- 土壌汚染対策費に関する予見可能性や回収可能性をいかに高め、有効な土地利用を促進すべきか。

## 新規の用地 造成

自治体の産業用地造成ノウハウや整備資金が不足。

これらを官民連携により補完するケースもあるが、障壁も存在。

タイムリーな工場立地等に資する産業団地では土地利用調整に課題

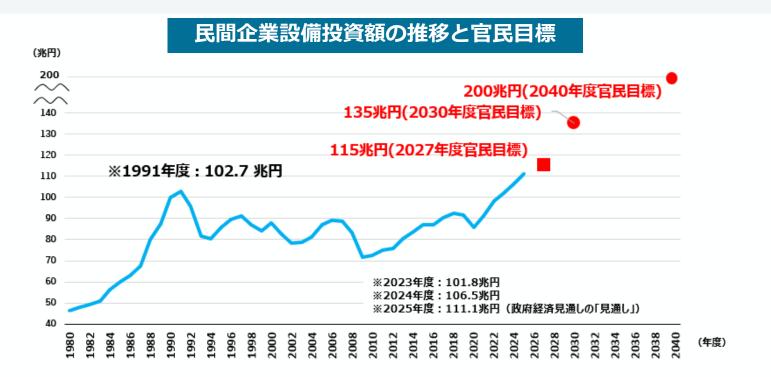
- 自治体における、産業用地造成に関するノウハウや、周辺インフラを含めた開発資金の不足をいかに補完するか。
- ▶ 所有者不明土地における所有者の特定など、土地取得の段階をはじめとして、民間ディベロッパーの参入による官民連携での産業用地整備の障壁となる課題をいかに取り除くか。
- 土地利用調整に関する課題に対し、どのような対応が考えられるか。

# 目 次

- 1. 産業用地の確保促進に取り組む背景
- 2. 産業立地にかかわる既存の制度・取組や足下の政策動向
- 3. 個別の政策課題と方向性

## 国内投資の動向

- 国内投資は、2010年代以降、新型コロナ期を除いて継続的に拡大傾向。
- 「コストカット型の経済」から「高付加価値創出型の経済」への移行を通じ、賃上げと投資が牽引する成 長型経済の実現を目指すため、積極的な国内投資の拡大が極めて重要。
- 経団連から、国内投資目標を上乗せ更新する旨が表明され、石破総理もこれに呼応する形で、官民投資目標として、当初の目標の設備投資額115兆円(2027年度)を更新。2030年度に135兆円、2040年度に200兆円を目標と設定。



#### 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」 (2025年6月13日閣議決定)

#### Ⅲ. 投資立国の実現

2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。

このためには、国内経済で回り始めた賃上げと投資の循環の動きをより強固なものにするために、海外市場とこうした循環を結び付けることによって、グローバル市場で稼ぐ力を強化していくことが重要である。

経済産業省の試算によると、国内投資拡大に向けた足下の官民の取組を継続し、2030年度135兆円・2040年度200兆円という新たな官民国内投資目標を実現することができれば、人口減少下でも拡大する内需が成長をけん引するとともに、不確実性が高まる国際環境の中においても世界にとって不可欠な製品・サービスの輸出が拡大することがあいまって、2040年度に名目GDPは約1,000兆円となるなど、中長期的な経済成長を実現していくことが可能になる。

## 投資に影響を与える経済政策の不確実性指数

- 経済政策の不確実性の高まりは、設備投資や新規事業開発といった企業の経営判断に影響する。
- 世界の経済政策の不確実性指数は、国内・国家間の格差拡大、デジタルによる富の偏在、自国中心主義による分断、 大国による一方的措置の多用、ロシアのウクライナ侵略による西側先進国と権威主義国家の分断等に加え、足下の米国の動きによって、足下では、コロナ禍以来の過去最高水準に達しつつある。
- 2010年代後半以降、日本の経済政策の不確実性指数は、世界の同指標と比べて小さく、差が開く傾向。



(出所) https://www.policyuncertainty.com/

https://www.imf.org/ja/News/Articles/2021/01/19/blog-what-the-continued-global-uncertainty-means-for-you より作成(2025年5月に取得した直近データ(日本は2025年4月まで、世界は2025年3月までの値)を掲載)。

(注) 経済政策の不確実性指数は、G7や中国等の21か国の新聞中の経済政策に関する記事で、不確実性について議論されている記事の占める割合を月ごとに算出し、GDPを基に加重平均している。世界のデータはGlobal Economic Policy Uncertainty Indexを基に、日本はJapan Monthly Indexを基に作成。グラフ中の「アジア通貨危機」等の出来事はIMFの記事を参照しつつ、経産省で一部加筆。

## 国内生産の動向

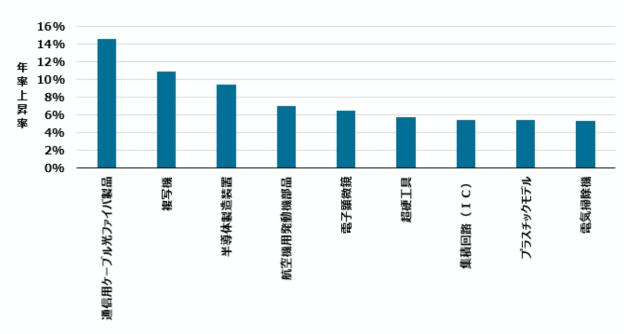
- 2010年代以降、海外生産拠点重視の傾向から、**国内生産拠点重視の方向性にシフト**している。
- 一部の品目において、国内生産が増加している。



#### (出所) みずほリサーチ&テクノロジーズ

「低下が続く日本の国内生産能力 今後は経済安保・脱炭素関連等の投資が活発化へ」(2025年1月) (注)向こう3年程度で国内生産拠点を強化すると回答した割合から、海外拠点を強化すると回答した割合を引いたもの。 対象は大企業のうち、国内・海外の両方で生産活動を行っていると回答した企業。2022年度は調査対象外。

## 国内生産が増加した主な品目 (2018~2024年度)



(出所)経済産業省「鉱工業指数」を基に経済産業省作成。

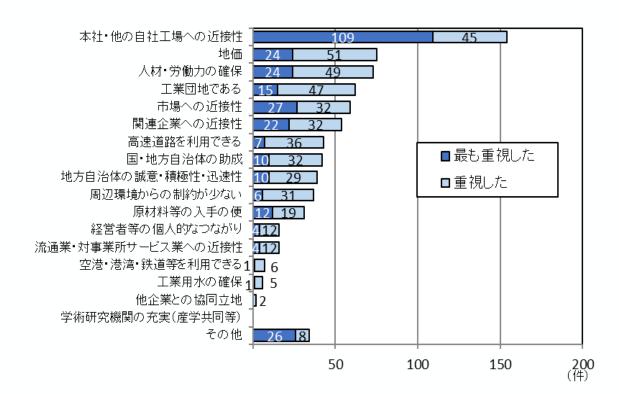
- (注1) 2018年度から2024年度にかけての生産指数(原指数)の上昇率を算出し、上位の品目(ただし、秘匿値のため公表不可とされているものを除く)について掲載。
- (注 2 )品目別の集積回路には秘匿品目が含まれている関係から、業種内訳分類の「集積回路(IC)」(線形IC、モス型IC(マイコン)、モス型IC(ロジック)、モス型IC(メモリ)、モス型IC(除、マイコン、ロジック、メモリ)、混成ICの合算値)の上昇率を示している。

(注3) 上記グラフは国内生産上昇率の上位品目とその年率上昇率を示したグラフであり、海外生産から国内生産にシフトしたものを示したものではないことに留意。

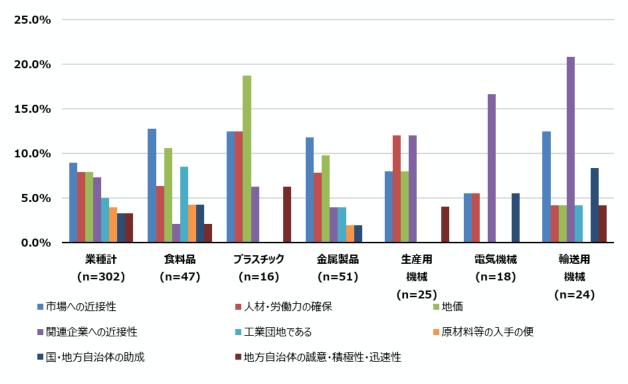
# 産業立地ニーズの傾向

● 産業立地ニーズは、**既存の産業集積の近傍や立地条件の良いエリアを希望**する傾向にある。また、その立地選好には、 **業種ごとに一定の差異が存在**する。

#### 新規立地地点の選定理由 (2024年)



#### 新規立地地点の選定理由で最も重視した理由(2024年、業種別)



(出所) 経済産業省「2024年丁場立地動向調査」

(出所)経済産業省「2024年工場立地動向調査」

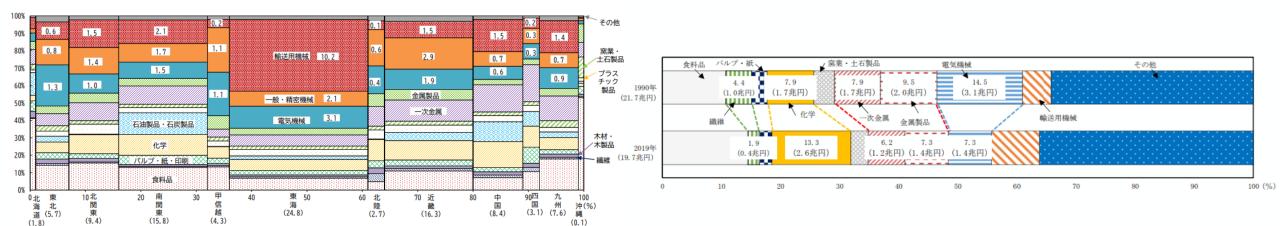
(注)最も重視する理由を回答した件数が15件を超える業種で、かつ総回答数が5件を超える理由項目から抜粋。また、「本社・他の自社工場への近接性」はどの業種でも共通して非常に高い割合の企業が最も重視すると回答していることから、理由項目 6 から除外。

## 地域の産業構造の違いによる影響

- 地域ごとに産業構造には大きな違いがあり、また地域ごとに産業構造は大きく変化する。
- <u>業種ごとの立地選好には一定の差異があるため、産業構造の変化に比例し、局所的に産業用地の需要が増加して産</u>業用地が不足することが想定される。

## 地域別産業別製造品出荷額シェア(2022年)

例:近畿地方における製造業の構成の変化



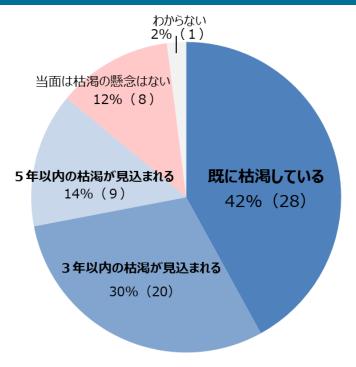
(出所)内閣府「地域課題分析レポート〜製造業から見た地域経済の動向〜」(2025年)

(注)総務省・経済産業省「経済構造実態調査」により作成。縦軸は地域内の産業シェア、横軸は当該地域の全国シェア、 地域名の下の括弧内は当該地域の全国シェア、ラベルの数値は当該地域・産業が全国に占めるシェア。 (出所) 内閣府「地域の経済 2023 ―地域における人手不足問題の現状と課題―」(2023年) (注) 内閣府「県民経済計算」により作成。

# 産業用地確保の実態

- 都道府県・政令市の**約8割が5年以内に産業団地の枯渇が見込まれる**と回答。
- これらの自治体では、産業用地の開発スピードが追いついておらず、**分譲可能な産業用地面積は、この10年で半減**。

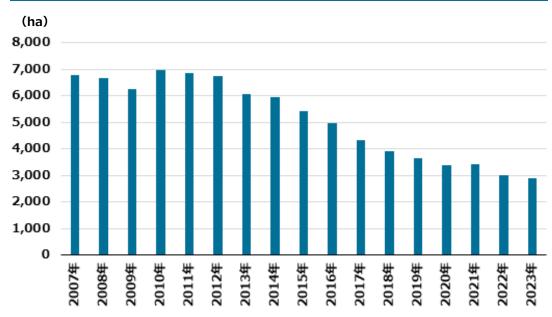
## 新規の開発が行われない場合の 産業団地供給の見通し



(出所)経済産業省「各都道府県・政令市向けアンケート調査」(2023年)を基に作成。

(注) 2023年8月~9月において、都道府県・政令市を対象としたアンケート調査。「仮に新たな産業団地の開発が なかった場合、貴都道府県等内の分譲可能な産業団地(貴都道府県等が開発したものに限らず、市町村や民間が開 発したものも含む)が枯渇する可能性はあるでしょうか。| という質問に対する46道府県・20政令市からの回答を 集計。

## 産業団地を確保できていないと回答した 42府県の分譲可能な産業用地面積



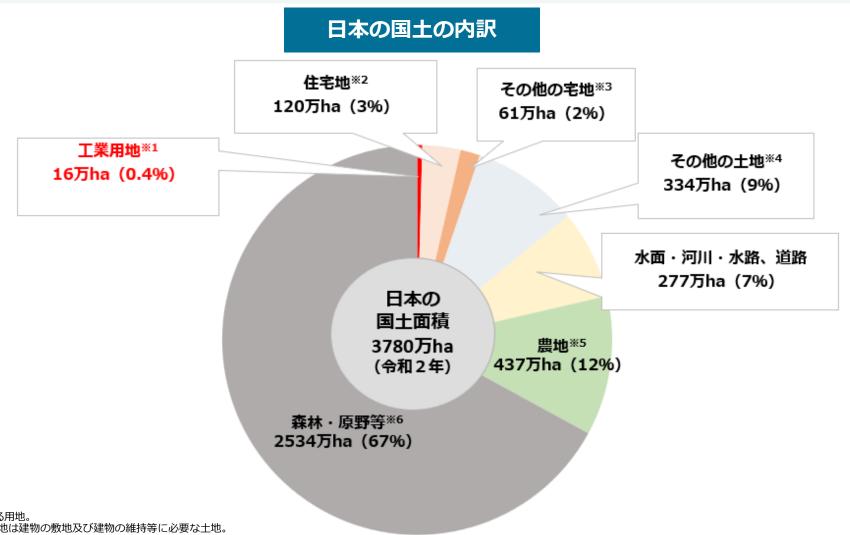
(出所) 一般財団法人日本立地センター「産業用地ガイド」を基に作成。

(注1)分譲可能な産業用地面積は、「産業用地ガイド」(※) に基づく当年ごとの産業用地の分譲可能面積

- (※) 都道府県・市町村・開発公社・民間ディベロッパーが事業主体となっている全国の造成済・造成中の工業団地、流通団地、研究団地、
- (注2)経済産業省が実施した「各都道府県・政令市向けアンケート調査(2023年) 現時点で、直近1年間において、貴都道府県等内における立地(新規・拡充)を検討する企業等からの問い合わせ(ニーズ)に応えら れる産業団地(貴都道府県等が開発したものに限らず、市町村や民間が開発したものも含む)を確保できていると認識されていますか。」 という質問に対して、「どちらかと言うと確保できていない」「確保できていない」と回答した42府県を抜粋

# (参考) 工業用地の規模

● 2040年200兆円の国内投資を達成するためには、現状で国土の約0.4%を占める工業用地を更に確保する必要がある。

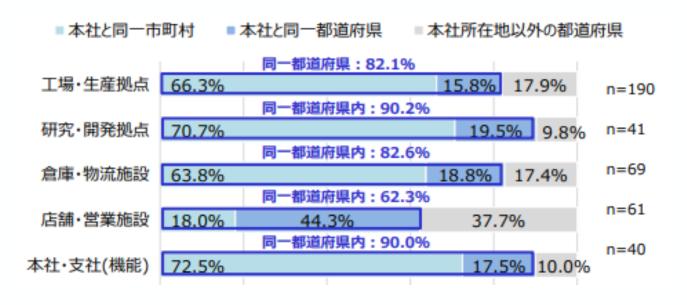


- ※1 従業員4人以上の事業所の敷地。
- ※2 住宅として機能する建物が存在している用地。
- ※3 工業用地と住宅地以外の宅地。宅地は建物の敷地及び建物の維持等に必要な土地。
- ※4 他の定義に当てはまらない土地(例:文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、工場跡地、荒廃農地等)を指す。
- ※5 うち農用地区域内の農地面積は400万ha。
- ※6 森林とは国有林と民有林の合計(2,503万ha)、原野等とは森林以外の草生地と採草牧草地の合計。過去開発が行われておらず、 既存インフラが基本的に存在しない土地。(31万ha)
- (出所)国土交通省「国土の利用区分別面積」(令和2年)、農林水産省「令和2年の農用地区域内の農地面積」(令和2年)、国土交通省「第六次国土利用計画(全国計画)」(令和5年)

# 近接立地のニーズ

● 拠点新設の際の立地をみると、既存の本社・工場の隣接地を含め、近接地を選択する傾向にある。

## 今後5年程度で投資を行う拠点の新設場所予定



(出所) 2024年11月日本商工会議所「地域経済を牽引する中堅・中小企業における投資動向調査結果」

(注)日本商工会議所による企業1,545社(回答数684社)に対するアンケートによる。

## 投資に積極的な企業の声

- ・<u>自動車産業は形成済の地域企業とのサプライチェーンが重要。基本は既存工場の周辺地の土地を希望するが、</u> 周辺の土地が少なくなっている。(自動車産業)
- ・ <u>半導体は「土地の拡張性」が重要</u>。基本は<u>既存工場の</u> <u>隣を用地造成できればそこに入りたい</u>。自治体や地域 の理解もあり、許認可の手続き等も迅速にすむ。(半 導体産業)
- **電子部品産業は近接地拡張が主**。拡張土地を取得する際に、地権者と交渉するが時間がかかることも。**行政 等の土地取得も含めてスピード感のある支援を**してほしい。(電子部品産業)

## 産業団地整備の利点

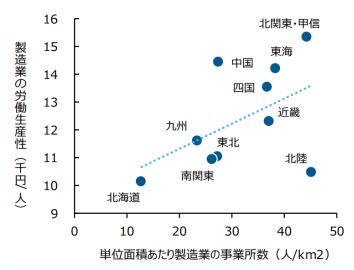
- 企業にとって、産業団地は、インフラ等が既に整っていること、関係機関との調整時間が短縮されるなど投資決定から操業開始までのリードタイムを短くできること等に魅力がある。
- また、産業団地は、産業集積の形成に寄与するとともに、これまでの実証研究や分析を踏まえれば、企業の近接性は、面的に企業の生産性を高め、国全体としては質の高い**経済成長にも寄与することが期待**される。

## 投資に積極的な企業の声

- 工場建設ができる大規模な土地の獲得には多数の地権者交渉が必要。特に中小企業では個別に地権者交渉することは困難かつ1つでも不調になれば用地確保できなくなる。まとまった用地があることは意義が大きい。
- 産業団地があることで、工事期間の長期化を防ぐことが可能。
- (用地取得等における)関係機関との 調整等の下準備が完了していることで 円滑な用地確保が可能。

## 集積と生産性に関する調査・研究の例

• 事業所の密度と労働生産性に相関がみられる。



(出所)日本総合研究所「製造業の雇用調整を成長の起点に 一産業集積の再構築で経済の活性化を一」(2025年) (注)製造業の集積と生産性(2021年)。単位面積は人口集中地区面積 (2020年を使用)。労働生産性は就業者一人当たり製造業の県内総生産 (実質2015年基準計数)。

- 大規模工場までの距離と全要素生産性(TFP)が一貫して正の効果を示す。
- 大規模工場から10km以内の企業で18.6%上昇し、30km 以内の企業でも5%水準で6.5%の増加が確認される。

	大規模工場までの距離						
アウトカム	(1) 10km	(2) 20km	(3) 30km	(4) 40km	(5) 50km		
パネル A:近隣	隣のサプライ <sup>2</sup>	ヤー vs. 近隣	4の非サプラ~	イヤー			
売上高	0.0816*** (0.0251)	0.0597*** (0.0155)	0.0608*** (0.0141)	0.0609*** (0.0136)	0.0611*** (0.0150)		
正規雇用者数	0.0359*** (0.0132)	0.0372*** (0.00828)	0.0412*** (0.00941)	0.0412*** (0.00933)	0.0414*** (0.0106)		
労働生産性	0.00365	0.0112 $(0.0210)$	0.00432	0.00424 $(0.0174)$	0.00433 (0.0187)		
TFP (ACF)	0.186** (0.0909)	0.0902** (0.0407)	0.0650** (0.0327)	0.0650* (0.0361)	0.0665* (0.0392)		

(出所) RIETI「サプライチェーンを通じた波及効果:大規模工場進出が地元サプライヤー企業に与える影響」(2025年)

(注) 売上高、正規雇用者数、労働生産性及び各TFP指標については、自然対数が取られている。また、標準誤差は括弧内に示されており、\*\*\*p<0.01, \*\*p<0.05, \*p<0.1である。

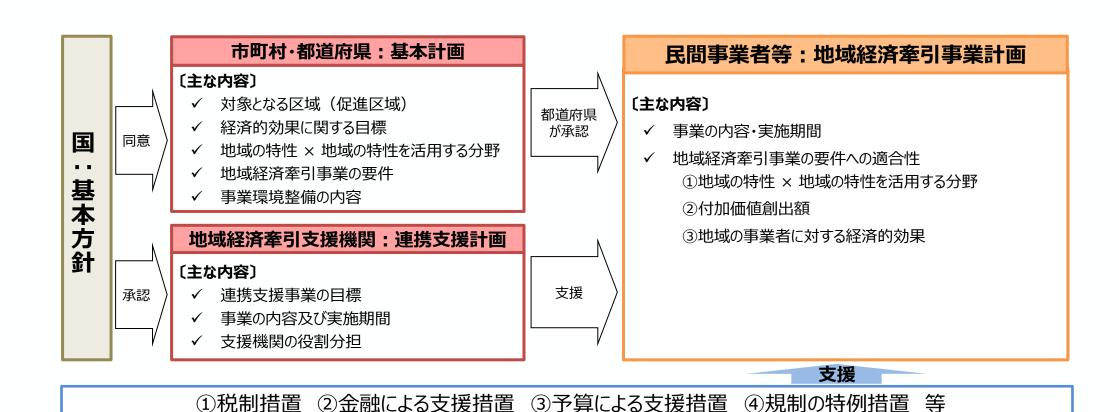
(出所) 「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」の 交付先企業に対するアンケート結果から算出(回答数:192社)

# 目 次

- 1. 産業用地の確保促進に取り組む背景
- 2. 産業立地にかかわる既存の制度・取組や足下の政策動向
- 3. 個別の政策課題と方向性

## (1) 地域未来投資促進法の概要 (地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)

- 地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす「地域経済牽 引事業」を促進するため、地方公共団体の主体的かつ計画的な取組を支援するもの。(2017年7月施行)
- 国の基本方針に基づき、市町村・都道府県は基本計画を策定し、国が同意。同意された基本計画に基づき、民間事業 者等は地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事が承認。
- 国の基本方針に基づき、**地域経済牽引支援機関(公設試・大学等)は連携支援計画を策定し、国が承認**。



# (参考)地域未来投資促進法の基本計画の策定実績

■ 2025年4月1日時点において、全国で232件の基本計画が同意されている(計画期間を終えたものは除く)。地域の特性として、「産業の集積」「インフラ」「観光資源」「特産物」、活用する分野として、「成長ものづくり」「観光・スポーツ・文化・まちづくり」「農林水産・地域商社」を掲げるものが多い。

## 活用する分野

分野	件数
成長ものづくり	342
デジタル・第4次産業革命	91
観光・スポーツ・文化・まちづくり	159
農林水産•地域商社	107
環境・エネルギー	85
ヘルスケア・教育	55
その他(物流など)	115

#### 成長ものづくり

- ▶ ものづくり企業の医療機器産業参入
- ▶ 航空機部品の共同受注
- ▶ バイオ・新素材分野の実用化



#### 観光・スポーツ・文化・まちづくり

- ▶ スタジアム・アリーナ整備
- ▶ 訪日観光客の消費喚起
- ▶ 文化財の活用



#### 農林水産·地域商社

- ▶ 農林水産品の海外市場獲得
- ▶ 地域産品のブランド化



#### 環境・エネルギー

- ▶ 環境ビジネス
- ▶ 省エネルギー
- ▶ 再生可能エネルギー



## デジタル

- ▶ IoT、AI、ビッグデータ
- ➤ IT産業集積の構築
- ▶ データ利活用による高収益化



#### ヘルスケア・教育サービス

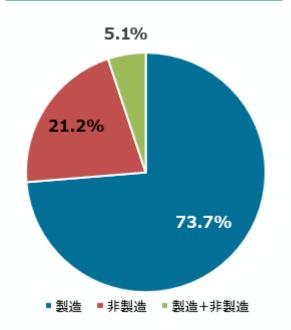
- ▶ ロボット介護機器開発
- ▶ 健康管理サポートサービス
- ▶ 専修学校整備による専門職育成



# (参考)地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画の策定実績

● 2025年4月1日時点において、全国で4,774件の地域経済牽引事業計画が承認されている。製造業に関する事業計画が約7割。製造業については、食料品、金属製品、生産用機械器具、輸送用機械器具、非製造業については、運輸・郵便、卸売・小売、宿泊・飲食サービスに関する事業計画が多い。

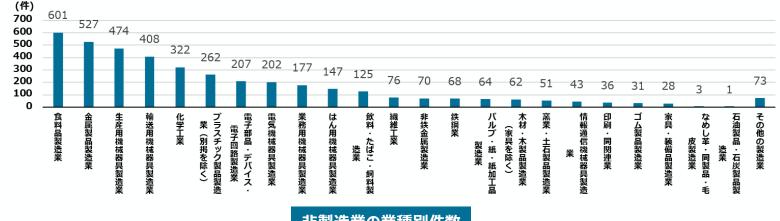
#### 地域経済牽引事業計画の業種別構成



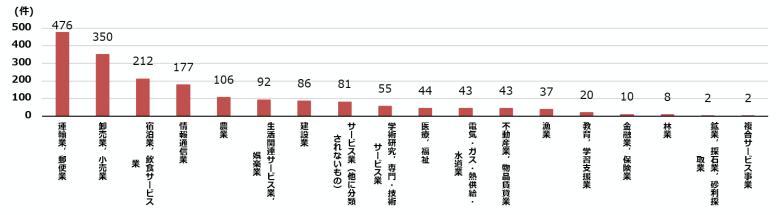
(出所) 2025年4月1日時点において、2025年3月31日までに承認されたものとして都道府県から登録のあった地域経済牽引事業計画を基に経済産業省作成。

(注) 製造業及び非製造業の両業種が記載されていた計画については、 「製造業+非製造業 IC分類。 業種が登録されているものを計上。

#### 製造業の業種別件数



#### 非製造業の業種別件数



(出所) 2025年4月1日時点において、2025年3月31日までに承認されたものとして都道府県から登録のあった地域経済牽引事業計画を基に経済産業省作成。 (注) 1事業計画に複数の業種を含む場合がある。

# (1) ①地域未来投資促進税制

- 地域経済牽引事業計画に従って**建物・機械等の設備投資**を行う場合に、**法人税等の特別償却(最大50%)又は 税額控除(最大6%)**を受けることができる。
- 措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認の上、国(主務大臣)による課税特例の確認に加えて、租税特別措置法等の規定に適合する必要。

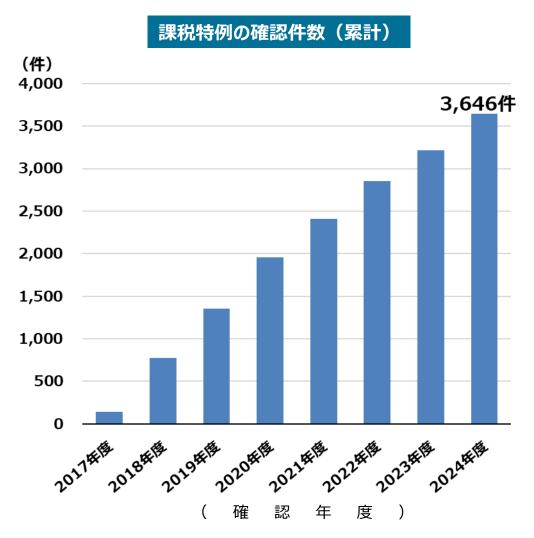
【適	【適用期限:令和9年度末まで】		機械装置・ 器具備品		建物·附属設 備·構築物	
			特別償却	税額控除	特別償却	税額控除
_	上乗せ 類型B	<ul><li>○ 産業競争力強化法に定める特定中堅企業であって、経営力の確認を受けていること</li><li>○ パートナップ構築宣言の登録を受けていること</li><li>○ 設備投資額が10億円以上</li><li>○ 上乗せ類型A①②の要件を両方満たし、労働生産性の伸び率と投資収益率が5%以上</li></ul>	50%	6%		
	上乗せ 類型A ①②③	① 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ② 直近2事業年度の平均付加価値額が50億円以上で、3億円以上の付加価値額を創出すること ③ 【地域経済の成長と発展に資する業種】に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること 上記①~③のいずれかを満たし、 労働生産性の伸び率&投資収益率が5%以上であって、1億円以上の付加価値額を創出すること (ただし、未来法上の中小企業者は労働生産性の伸び率は4%以上とする)	50%	5%	20%	2%
ì	通常類型	(地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業について) ○ 設備投資額が1億円以上であって、総額が前年度減価償却費の25%以上であること ○ 事業に先進性があること(労働生産性の伸び率4%以上、または、投資収益率5%以上)等	35%	4%		

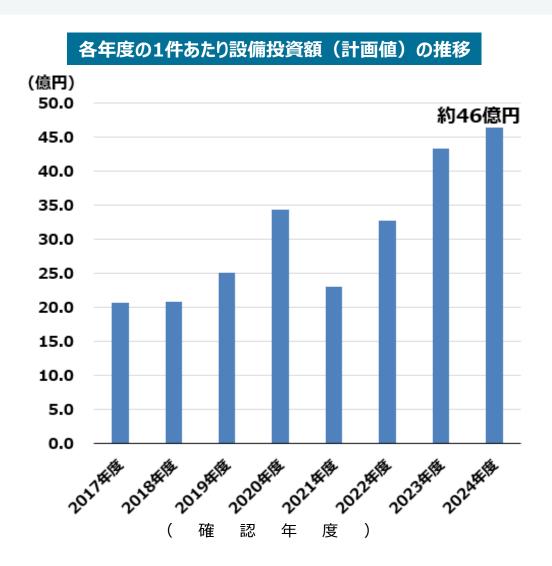
#### 税制適用の主な注意点

- 1. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となる。また、税制の対象は、対象資産の取得価格の合計額のうち80億円まで。
- 2. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とならない。
- 3. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とならない。

# (参考) 地域未来投資促進税制による設備投資の状況

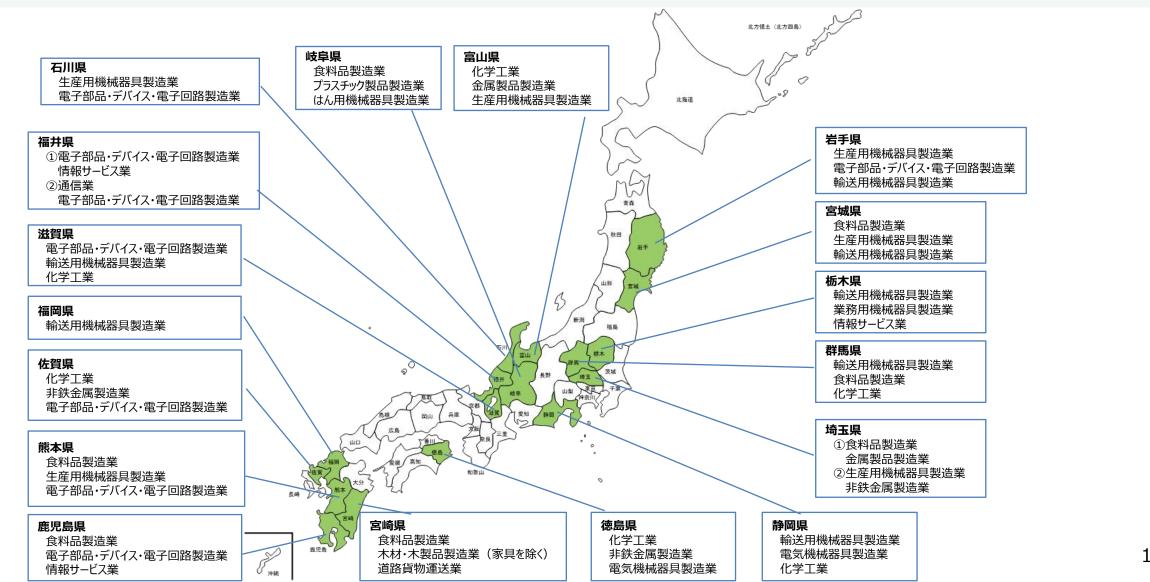
- 2025年3月末までに本税制措置の適用を受けるため、**主務大臣による課税特例確認**を受けた事業は3,646件。
- これらの事業により見込まれる1件あたりの設備投資額は上昇傾向にある。





# (参考) 自治体における地域経済の成長・発展に特に資する業種の指定状況

2025年9月末時点で、17県において19の同意基本計画で、地域の成長発展に特に資する業種の指定がなされている。



# (1)②固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税

- 各都道府県・市町村の条例により、地域経済牽引事業の実施に必要な土地・建物等について、 固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税を受けられる場合があり、国では、都道府県・市町村に対して減収分を補てんする措置を講じている。
- 対象となる地方公共団体のうち、**都道府県の100%**、**市町村の45.1%**において、地方税(不動産取得税、固定資産税)の減免制度を定める条例を制定している。

# 地方自治体向け支援(減収補てん制度)

国(主務大臣)の課税特例の確認を受けた承認地域経済牽引事業について、固定資産税・不動産取得税を課税免除または不均一課税した地方自治体に対し、減収額の一部を地方交付税で補てん。

	都道府県	<u>市町村</u>		
【対象自治体】	財政力指数が0.52未満の都道府県	(1) <u>財政力指数が0.67未満の市町村</u> (2) <u>財政力指数が0.67以上0.80未満の市町村</u>		
【対象事業】	課税特例の確認を受けたもの	(1) <u>課税特例の確認を受けたもの</u> (2) <u>上乗せA②類型(※)の要件を満たし、課税特例の確認を</u> <u>受けたもの</u>		
【対象業種】	<u>指定なし</u>			
【対象資産】	<u>土地·建物</u>	土地・建物・構築物		
【取得価額下限】	1億円を超えるもの(農林漁業及びその関連業種は5,000万円を超えるもの)			
【税目】	<u>不動産取得税</u> (都道府県)	<u>固定資産税</u> (市町村)(3年間)		
【補てん率】	減収額の3/4	①減収額の <u>3/4</u> ②減収額の <u>1/4</u>		
【適用期限】	<u>令和9年度末まで</u>			

# (1)③地域未来投資促進法における土地利用調整への配慮

- 地域未来投資促進法において事業者が土地利用調整への配慮等を受けるには、都道府県・市町村と調整して所定の手
   続き(「基本計画」に重点促進区域を設定、市町村が「土地利用調整計画」を策定)を経た上で、都道府県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受ける必要がある。
  - ※ 令和7年5月末時点で、計69件、約405haの土地利用調整が完了。
- これにより、事業実施場所が農用地区域(農振法)や第一種農地(農地法)に当たる場合であっても、農地転用が可能。
  - ※「農用地区域外での開発を優先すること」「面積規模が最小限であること」等の条件を満たすことが必要(右下参照)。 最終的には、農業委員会の意見を聴いて都道府県が農地転用を許可。
- 事業実施場所が**市街化調整区域(都市計画法)にも当たる場合であっても、一定の条件を満たした工場・研究施設・**物流施設等については、開発許可が可能。
  - ※ 最終的には、開発審査会の意見を聴いて都道府県が決定。

## 【土地利用調整の仕組み】

## 手続き の流れ 主務大臣による同意 都道府県・市町村の基本計画(第4条) ※重点促進区域の設定 都道府県による同意 市町村の土地利用調整計画(第11条) 都道府県による承認 事業者の地域経済牽引事業計画(第13条)

## (参考) 農地関係手続きの配慮を受ける条件

- ① **農用地区域外での開発を優先**すること
- ② 周辺の土地の<u>農業上の効率的かつ総合的な利用に</u> **支障が生じない**ようにすること
- ③ **面積規模が最小限**であること
- ④ 面的整備の実施から8年間が経過していること
- 5 <u>農地中間管理機構関連の取組に支障が生じない</u> ようにすること

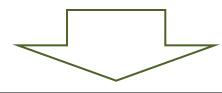
# (1) ④地域未来投資促進法における環境施設面積率・緑地面積率の緩和

- 都道府県・市町村が定める基本計画において工場立地特例対象区域が設定されている場合、**市町村が定める条例に 従って、工場立地時の環境施設面積率・緑地面積率が緩和が可能**。
- 全国196市町村において、環境施設面積率・緑地面積率を緩和する条例を制定。

## <工場立地法のルール>

工場立地時には、敷地面積に対して、以下の基準を満たす必要がある。

環境施設面積率 : 25%以上うち緑地面積率 : 20%以上



工場立地特例対象区域では、以下の表の範囲で、市町村が環境施設面積率等を緩和できます。

	甲種区域 住居・工業併用で供されている区域 (準工業地域)	<b>乙種区域</b> 主として工業等の用に供されている区域 (工業地域、工業専用地域)	<b>内種区域</b> 乙種区域のうち、 一般住民の日常的な生活の用に 供する建築物が無い区域
環境施設面積率	15%以上~25%未満	10%以上~25%未満	1%以上~15%未満
うち緑地面積率	10%以上~20%未満	5%以上~20%未満	1%以上~10%未満

# (2) 工場立地法規制の概要

目 的

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、工場立地に関する調査を実施し、準則等を公表し、勧告、命令を行うことで、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与すること。

対象工場

◆業種: 製造業、電気供給業(水力、地熱、太陽光発電所は除く)、ガス供給業、熱供給業

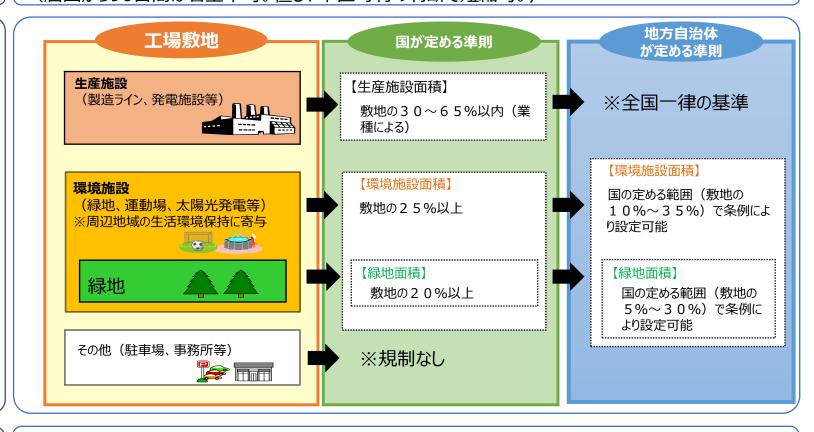
◆規模: 敷地面積 9,000m以上 又は 建築面積 3,000m以上

#### 届出義務

生産施設面積や緑地の整備状況について、**工場が立地している市区町村に対し届出**。 (届出から90日間は着工不可。但し、市区町村の判断で短縮可。)

## 準則の内容

※市区町村は、 国が定める準則に 代えて、地域の実情 に応じ、準則を定める 条例の制定が可能。



#### 勧告·変更命令 罰則

規制(準則)に適合しない場合、是正の勧告を実施。勧告に従わない場合は、変更命令を実施。 変更命令に違反した場合等に、罰則規定あり。

# (2)①緑地面積率・環境施設面積率、重複緑地算入率の基準(準則)

● 工場の敷地に対する環境施設の面積の割合は、市区町村が、以下の法律に基づく条例により、地域の実情に応じて独自に定めることが可能。

		住居の用に併せて商業 等の用に供されている区 域	住居の用に併せて工業 の用に供されている区域 (準工業地域)	主として工業等の用に 供されている区域 (工業地域、 工業専用地域)	専ら工業等の一般住民 の日常生活の用以外の 用に供されている区域 (工業地域、 工業専用地域)	区域内の住民の生活 環境に及ぼす影響が小 さい区域	重複緑地、建築物屋 上等緑化施設の緑地 面積率算定に用いる緑 地への算入割合	
通常の場合	環境施設			25%			25/100まで	
世帯の場合	うち緑地			20%			25/100& (	
工場立地法	環境施設	25%超~35%	15%~30%	10%~25%未満	_	10%~30%	50/100まで	
市区町村準則	うち緑地	20%超~30%	10%~25%	5%~20%未満	_	5%~25%	30/100& (	
地域未来投資	環境施設	_	15%~25%未満	10%~25%未満	1%~15%未満		50/100まで	
促進法	うち緑地	_	10%~20%未満	5%~20%未満	1%~10%未満	_	30/100& (	
   総合特別区域法	環境施設	国際戦略総合特別区域	国際戦略総合特別区域内において、条例で独自に緑地面積率等を定めることができる。 (下限値は1%)				100/100まで	
心口行列区域丛	うち緑地	国際戦略総合特別区域	100/100まで   際戦略総合特別区域内において、条例で独自に緑地面積率等を定めることができる。(下限値は1%)					
東日本大震災	環境施設	复興産業集積区域内において、条例で独自に緑地面積率等を定めることができる。(下限値は1%)					100/100まで	
復興特別区域法	うち緑地	復興産業集積区域内に	理産業集積区域内において、条例で独自に緑地面積率等を定めることができる。(下限値は1%) 100/100g C					
国家戦略	環境施設	国家戦略特別区域内において、条例で独自に緑地面積率等を定めることができる。 (下限値は1%)				100/100まで		
特別区域法	うち緑地	也 国家戦略特別区域内において、条例で独自に緑地面積率等を定めることができる。(下限値は1%)				100/100& (		

# (2)②工場立地法に基づく調査(工場適地調査)について

● 工場適地調査は、工場立地法第2条第1項及び第2項に基づき、工場立地の適正化を図るため、各地域にどのような工場適地があり、その自然条件、立地条件がどういうものかを詳細かつ正確に実地で調査し、その結果を工場立地調査簿に掲載(経産省HPで公開)することで、工場を設置しようとする者の用に供しようとするもの。

対象:工業に適した個々の団地で、原則9,000㎡以上のまとまった土地を、都道府県(都道府県から市町村)に対し、

調査。

調査時期:9月頃

調査結果の公表:3月頃に工場立地調査簿を公表(「METI土地ナビ」に公開)

調査項目:所在地、面積、農地転用可否、立地条件、進出希望業種、地目別面積、所有者、団地造成主体、売却価格、

工業用水・地下水・上水道等の状況、主要道路・空港・駅・港湾までの距離等

#### ◆工場立地法

(工場立地に関する調査)

- 第二条 経済産業大臣(略)は、<u>あらかじめ、調査の対象、調査の方法その他調査に関する重要事項について産業構造審議会の意見を聴いて、工場適地の調査、工場立地の動向の調査及び工場立地に伴う公害の防止に関する調査を行う</u>ものとする。
- 2 前項の工場適地の調査は、<u>調査をすべき地区内の団地を実地に調査し、並びに当該地区の地形、地質その他の自然条件及び用水事情、輸送条件その他の立地条件に関する資料を収集する</u>ことにより行なう。

3、4 (略)

# (2)③「METI土地ナビ」を通じた産業用地情報の公開

- 企業が適地を探す際には、一般的に個別自治体等に直接問い合わせるなど、アクセス手段が限定的。
- このため、経済産業省においては、**工場立地法に基づく工場適地調査**により、自然条件、立地条件を調査し、 工場適地(原則9,000㎡以上の土地を対象)及び当該適地の関連インフラ情報等を「METI土地ナビ」で公開。
- しかしながら、工場適地調査においては現在分譲済みのものも含む<u>約1万件</u>の工場適地を把握しているのに対し、現在「METI土地ナビ」上で公表しているのは、自治体から公表可と同意の得た<u>約700件</u>に留まっている。

#### METI土地ナビの掲載対象となる情報

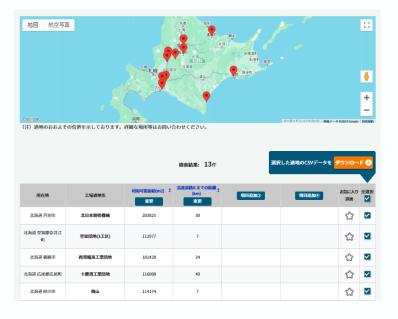
#### (工場適地に関する情報)

- 工場立地法に基づく工場適地調査において、 下記を満たす用地のうち、自治体(基礎自治 体)に確認のうえ、工場適地として選定した ものの所在地、面積、都市計画区域に係る区 分等
  - ✓ 9000m (0.9ha) 以上の一団の土地
  - ✓ 市街化区域、農産法の実施計画策定区 域、地域未来法における促進区域 等

#### (関連インフラに関する情報)

- 高速道路、港湾、空港までの距離
- 用水(上下工水の有無及び供給量)、電力 (系統までの距離、供給量) 等

#### 検索結果

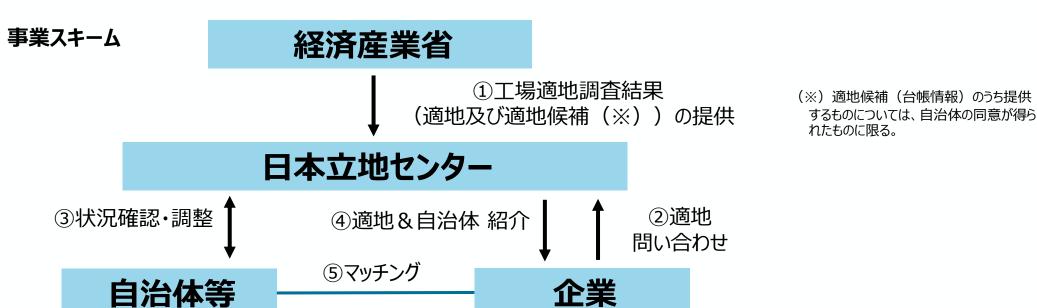


#### 自治体PRコンテンツ



# (2) 4産業用地マッチング事業

- 工場適地にかかる情報を把握するために毎年度全市町村に対して実施する、工場立地法に基づく工場適地 調査の結果を活用し、**産業用地を探している企業の求めに応じて**、**自治体が把握する工場適地とマッチン グ**する事業を(一財)日本立地センターと連携して、**令和7年6月から開始**した。
- 具体的には、工場適地調査において収集・公表した工場適地に加え、市町村が工場適地の候補とした用地 (従来は公開していなかった土地)についても、自治体の同意を得た上で活用し、専門人材が間に入り、 企業が求める立地条件に関する自治体との調整も含めてマッチングを行うもの。
- 今後、非公表案件を含む広範かつ詳細な**情報提供の呼びかけ**、外国企業を含めて**立地先を探索中の企業の 掘り起こしに向けた関係団体との連携**等を行う。



# (3) 工業用水道事業法の概要

## 【法律の概要】

● 制定: 昭和33年(1958年)

● 目的:

- ▶ 第一条 この法律は、工業用水道事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もつて工業の健全な発達に寄与することを目的とする。
- ▶ 第二条 この法律において「工業」とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業及び 熱供給業をいう。
- 背景:
  - ▶ 急速な工業の発展により、工業用水の需要が増大、供給が逼迫。工業用水の不足は、工業の発展において阻害要因となる。工業地帯は工業用水の汲み上げの限界から、規制を行う状況。大量の工業用水を供給することが、工業発展上の要請。

手続名称	概要
事業の届出及び許可	・地方公共団体においては届出、地方公共団体以外の者は許可 (申請内容)給水区域、給水能力、水源の種別及び取水地点等
事業の休止及び廃止	・地方公共団体においては届出、地方公共団体以外の者は許可
施設基準	・取水施設、貯水施設、導水施設、送水施設、排水施設に対して備えるべき技術基準
給水義務•供給規程	・一般の需要(工業)に応じて給水区域における供給義務(工業以外には供給力に余剰がある場合に暫定的に雑用水として供給可能) ・供給規程(料金、供給条件等)の作成義務
国の援助	国は、豊富低廉な工業用水の供給を図るため、工業用水道事業者の工業用水道の布設につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。
事業報告の徴収	事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。
立入検査	工業用水の供給を確保するために必要な限度において事務所等への立ち入り
罰則	第3条第2項の規定に違反して工業用水道事業を営んだものは、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金等

# (参考) 工業用水道事業者と工業用水道施設について

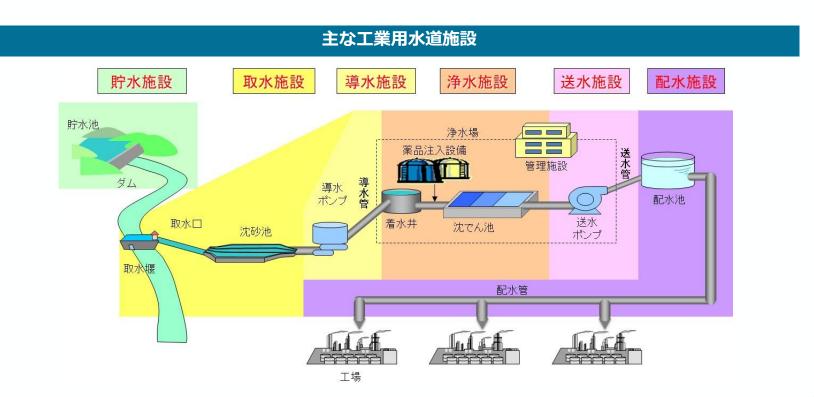
- 工業用水道事業は、工業団地等で地方公共団体等が企業に工業用水を供給する公営事業。工業用水道は、地域の産業振興に必要な産業インフラであり、事業者は工業用水道事業法に基づき事業を管理。
- 地方公共団体等を事業者として、**全国で146の事業者が231の事業を運営**。

(地方公共団体以外の事業者は、埼玉県の株式会社久喜菖蒲工業団地管理センター、大阪市のみおつくし工業用水コンセッション株式会社。)

# 事業者の内訳 都道府県 37 市町村(※) 96 企業団 11 株式会社 2 計 146

#### 給水能力・給水先数

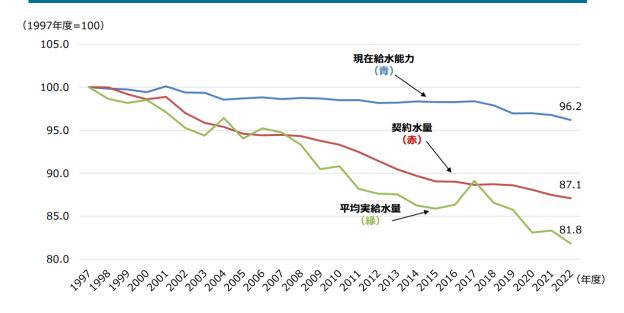
事業	工業用水道
事業数	<u>231</u>
給水能力 (千m³/日)	19,884
給水先数	<u>5,623社</u>



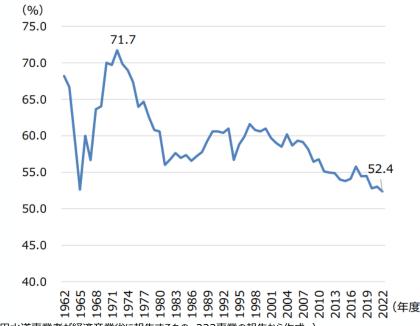
# (参考) 工業用水道事業の現状

- 工業用水の需要は減少傾向(2022年度における契約水量、平均実給水量はそれぞれ1997年度比で約13%、約 18%減)にあり、今後もそのトレンドは続いていくと考えられる。一方で、現在給水能力はほぼ横ばい(1997年度比で 約4%減)で推移。
- 工業用水道施設の稼働率は、1970年代の約70%をピークに減少し、足下では約50%まで低下。また、工業用水道事業のうち約60%は、その施設稼働率が50%未満。

## 工業用水需要の変化



## 工業用水道事業全体の施設稼働率

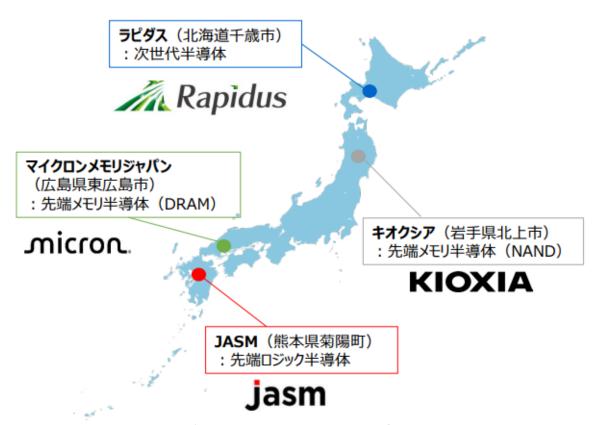


(出所) 工業用水道事業法に基づく報告(毎年度3月末時点の数値を翌年度7月末までに報告)を基に作成。(工業用水道事業法に基づいて、全ての工業用水道事業者が経済産業省に報告するもの。232事業の報告から作成。) (注) 左図:1997年度の現在給水能力、契約水量、平均実給水量を100とし、指数化した数値。

# (4) 産業拠点整備等に向けた関連インフラ整備支援

- 令和5年度補正予算より、内閣府がとりまとめ、**国家プロジェクトの産業拠点整備等に向けた関連インフラ 整備支援を一体的に実施**。
- 現在は、①国策的意義、②関連インフラを優先的に整備する緊急性・合理性、③地方創生への寄与の観点から、半導体関連の4つの民間プロジェクトを選定。

## <支援対象とする民間プロジェクト>



## <支援を行う関連インフラ>

北海道	□下水道 □道路
岩手県	□工業用水 □下水道 □道路
広島県	□工業用水□道路
熊本県	□工業用水 □下水道 □道路

#### 令和6年度補正予算額 新しい地方経済・生活環境創生交付金 1,000億円の内数

#### ① 施策の目的

半導体等の大規模な産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を強力に推進することにより、国内投資の促進、国際競争力の強化、雇用機会の創出等を図る。

#### ② 施策の概要

半導体等の戦略分野に関する国家プロジェクトの産業拠点整備等にとって、必要となる関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援する。

※新しい地方経済・生活環境創生交付金の一類型(地域産業構造転換インフラ整備推進型)。

#### ③ 施策の具体的内容

- ○都道府県が民間プロジェクトの関連インフラ整備について実施計画を策定 (実施計画には、民間事業者と連携し、産業拠点整備等に必要な関連インフラ整備事業を記載)
- ○実施計画を踏まえて内閣府が配分計画を作成
- ○配分計画に基づき、交付金の予算を関係行政 機関に移し替えて執行

#### 【交付対象事業】

選定された民間プロジェクトの関連インフラ(工業 用水、下水道、道路)の整備に係る事業で、実施 計画に記載されたもの

※交付割合は、工業用水 :3/10 等

下水道 :1/2 等 道路 :5.5/10 等

#### 大規模産業拠点整備等プロジェクト



JASM 熊本工場



ラピダス 北海道

## 選定

#### プロジェクト選定会議

## 【プロジェクト選定に当たっての視点】 ◎国策的意義

(半導体等の国策的見地から支援すべき大規模な産業拠点整備を行うリーディングプロジェクトであって、相当規模の立地・投資を伴うものであること等)

- ◎関連インフラを優先的に整備する緊急性・合理性があること
- ◎雇用機会の創出、地域経済の活性 化、生活環境の創生など、周辺地域 の地方創生に寄与すること

選定プロジェクトの関連インフラ整備について、都道府県が実施計画を策定

地域産業構造転換 インフラ整備推進交付金

# (5) 跡地再活用に向けた土壌汚染対策の課題と対応

- <u>臨海部の大規模工場やその跡地・遊休地において、土壌汚染対策法の制度的規制、資金面(土壌汚染対策費用</u> や建物解体費用等)の負担等を要因に、他用途への転換が円滑に進まない場合がある。
- 現在、環境省において、中央環境審議会に土壌制度小委員会を設置し、複雑化した制度・運用の合理化と地歴 情報(土地利用の履歴)の適切な管理・承継の強化等の観点から、土壌汚染対策法の見直しに向けた検討が進 められている。
- 経済産業省は、土壌汚染対策法を所管する環境省の検討に関し、**円滑な土地の有効活用の観点等**から連携することとし、例えば、**人の健康被害が想定されにくい臨海部等の工業地域等に対する制度の合理化等**を目指す。

#### 「土壌汚染対策法の見直しに向けた検討の方向性」 (要約) 令和6年6月 土壌汚染対策法の施行状況に関する検討会(報告書)

- <u>複雑化した現行の制度・運用を合理化</u>し、関係者にとって分かり やすいものに転換する。
- ・ <u>地歴調査の契機は拡充</u>、<u>試料採取等調査は健康リスクの程度に応</u> じて対象等を合理化。
- ・ 管理される健康リスクの範囲は維持しつつ、**複雑化した区域指定** 制度等を合理化。
- 有害物質使用特定事業場の敷地の土地の所有者等が変更される際 には、地歴調査の実施を義務づけた上で、例えば、その結果を新 しい所有者等に当事者間で承継することを義務とすることを検討。
- 費用負担能力が低い者も考慮した見直し後の制度の実効性の確保。

#### 土壌制度小委員会における産業界の意見(要約)

- 臨海部の工業地域について
- ✓ 住民による地下水飲用や土壌の直接摂取による健康被害の恐れが低いことから、工業専用地域を前提とする 臨海部特例区域は、従来とは別の枠組みでの管理を検討すべき。(日本経済団体連合会)
- ✓ <u>臨海工業地域等は</u>、部外者の立入・汚染土壌の敷地外への移動・飲用井戸もなく、健康被害のおそれのリスクは小さく、土地利用のメリットは大きいため、当該地域は「届出対象外」とした運用をお願いしたい。(日本化学工業協会)
- ✓ <u>臨海部に立地する製鉄所</u>の形質変更時要届出区域は、工業専用地域で一般住民の立ち入りはなく、地下水を飲用していないことから、 人健康リスク被害のおそれは極めて低い。人健康リスクに応じた適切で合理的な見直しをお願いしたい。(日本鉄鋼連盟)

# (参考) 今後の土壌汚染対策の在り方に係る環境省の検討状況

- 中央環境審議会では、引き続き工場等として利用する場合に土地の形質の変更を行う事業者が試料採取等 調査を行わずに地下水モニタリングによる健康リスクの判断に基づき土地の形質の変更の着手を可能とす るスキームの創設が検討されている。
- <u>臨海部の土地に対しては</u>、このスキームを含め、<u>一般の居住者による地下水の飲用等に伴う健康リスクが</u> 低いという特徴に応じた制度が検討されている。

#### ○論点に対する方向性のイメージ図 引き続き工場等として利用する場合に土地の形質の変更を 土地の形質の変更を 行おうとする時 行う事業者が選択できるスキーム 健康リスクの判断 ✓使用履歴等がある特定有害物質 (地下水の飲用リスク) の地下水のモニタリングを実施 土地の形質の変更の 土地の形質の変更の 着手の届出 着手の届出 土壌汚染状況調査 試料採取等調査は (地歴·試料採取等) 行わない 土壌汚染なし 土壌汚染あり 区域指定 ✓敷地外に土壌を搬出する場合は 搬出前に土壌汚染の有無を確認 土地の形質の変更着手 土地の形質の変更着手 土地の形質の変更着手 ✓形質変更の実施中、形質変更の (法の規制なし) (搬出の規制:あり) (搬出の規制:あり) 終了後の一定期間において地下 水モニタリングを実施

「今後の土壌汚染対策の在り方に係る論点」のうち、 臨海部の土地の特徴を考慮して検討されている項目(例)

- ・ 試料採取等調査を行わずに土地の形質の変更に着手する 場合の地下水モニタリングの方法
- ・ 形質変更時要届出区域における施工法の基準(溶出量基準不適合土壌が帯水層に接する場合の施工方法
- ・ 埋立地特例区域の見直し

試料採取等調査を行わず土地の形質の変更を行うフロー

# (6)「GX戦略地域」制度の創設

- 「新時代のインフラ整備」として、地域に偏在する脱炭素電源等を核に、新たなGX型の産業集積やワット・ビット連携(電力・通信インフラの一体整備)の実現を目指す。
- 以下の3類型の整理に基づき、有望地域に対して**規制・制度改革と支援策を一体で措置する「GX戦略地** 域**」制度**を創設する。国家戦略特区とも連携。

#### 「GX産業立地」の類型

## ①コンビナート等の再生 (GX新事業創出)

コンビナート等の地域の資産を有効活用し、GX型の新事業拠点を形成。

## ②データセンターの集積

電力・通信インフラを踏まえてDC 集積地を形成。DC需要に対応。

## ③脱炭素電源の活用 (GX産業団地等)

脱炭素電源を活用した産業団地等を整備。



宇部市:28年3月にアンモニア生産終了



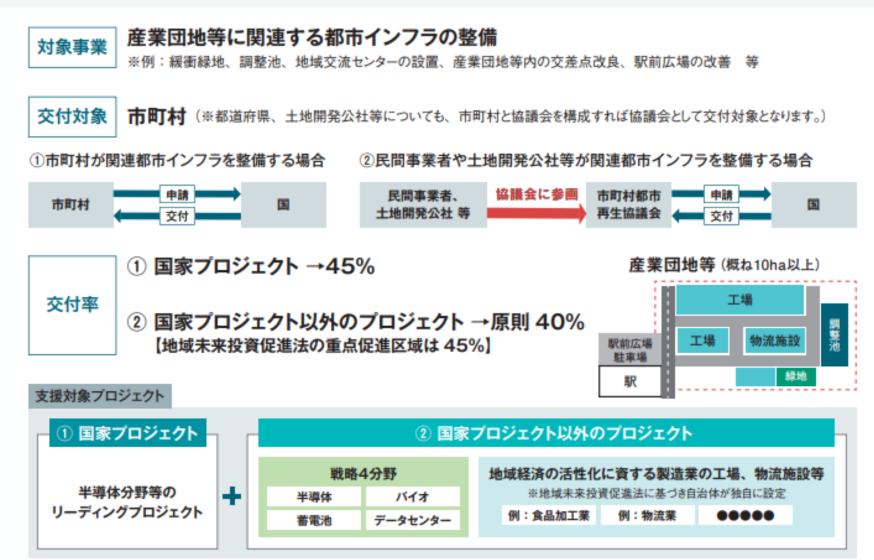
ブラジル:世界最大級のDC集積地を構想(約3GW)



鳥栖市:100%再エネ提供をする団地造成(2030年頃完了予定)

# (7) 都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)による産業立地支援

● 令和5年度補正予算より、「都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)」の支援対象を拡充し、 産業団地等内の緑地、調整池等の関連インフラの整備を支援。



# (8) 長期相続登記等未了土地解消事業

#### □ 制度概要

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号) 平成30年11月15日施行

長期間にわたり相続登記がされていない土地について、登記官が、公共事業等の実施主体からの求めに応じて法定相続人を探索し、その結果を長期相続登記等未了土地へ登記するとともに、法定相続人情報を登記所へ備え付けることにより、事業実施主体が公共事業等の遂行に活用することができるようにする制度。全国50局の全ての法務局で実施

#### ★ 効果

- 事業実施主体の所有者探索を簡便化し、コストを削減
- 公共事業用地の取得等が容易になり、円滑な事業の実施を促進

#### 政府方針 (※) を踏まえた運用の見直し 黒: 令和4年4月~ 赤: 令和7年4月~

- (※)所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和3年6月7日関係閣僚会議決定) 規制改革推進に関する中間答申(令和6年12月25日規制改革推進会議決定)
- ①民間事業者からの直接の要望受入れ

民間が行う事業のうち、法律上の根拠のある事業(法律に事業が直接に規定されていなくても、条例、補助金交付要綱等を含む公的な根拠がある事業)であり、公共性の高いものを解消事業の対象とし、法務局に直接要望することができる。

②法定相続人情報の作成要件の緩和

政令を改正し、法務局の行う法定相続人情報作成の要件(死亡後の経過年数)を30年から10年に短縮し、対象土地の範囲を拡大

③事業の効率化・合理化の一層の促進

事業実施の緊急性・必要性の高い土地等を選定し、集中的に事業実施



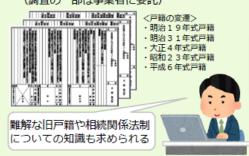
#### □ 手続の流れ

①事業実施主体からの要望を 聴取し、対象土地を決定



説明会等を実施し、要望を聴取した上 で、事業対象とする土地を決定

#### ②登記官による法定相続人の調査 (調査の一部は事業者に委託)



#### ③法定相続人情報の作成



#### ④事業実施主体へ提供



<長期相続登記等未了土地>

# 目 次

- 1. 産業用地の確保促進に取り組む背景
- 2. 産業立地にかかわる既存の制度・取組や足下の政策動向
- 3. 個別の政策課題と方向性

# 産業用地確保に向けた課題と検討の方向性

- 2040年度での官民投資200兆円の実現に向け必要となる産業用地の確保のため、あらゆる確保手段を検討する。
- その上で、確保手段ごとの課題に応じた対応方針について、年内を目途に関係法令の改正も視野に検討を進め 方向性を取りまとめた後、必要な措置を講じる。

### 確保手段

#### 課題

### 検討すべき論点

### 既存の工場拡張

工場増設に当たり、緑地面積率規制が障壁となるケースが存在。

▶ 地域経済の発展に向けて自治体が特に重視する工場に関し、特例的に更なる緩和が検討し得るか。

▶ 緑地面積率に関する規制について、技術や環境の変化、環境規制の整備、累次の特例的緩和措置等の実施状況等を踏まえ、適切な水準を検討すべきではないか。

# 空き産業用地の活用

長期間未利用の産業用地の活用に向けては、自治体の誘致能力の強化や、データセンターなど新たな立地パターンへの対応が必要。

- ▶ 産業誘致が自治体の税源涵養に繋がることを踏まえ、特に財政力の低い自治体の誘致能力強化に向けて、どのような支援が考えられるか。
- ▶ データセンターの立地判断に重要な冷却水の安定確保を、工業用水道事業制度の枠組みの中でいかに実現するか。

### 工場遊休地 の活用

土壌汚染対策費等を理由に、工場遊休 地の活用を躊躇するケースが存在。 国も 情報を把握できておらず、有効な対応がで きていない。

- ▼ 工場遊休地に関する情報を国としていかに把握し、その情報をどのように有効活用すべきか。
- ▶ 土壌汚染対策費に関する予見可能性や回収可能性をいかに高め、有効な土地利用を促進すべきか。

### 

自治体の産業用地造成ノウハウや整備資金が不足。

これらを官民連携により補完するケースもあるが、障壁も存在。

タイムリーな工場立地等に資する産業団地では土地利用調整に課題

- ▶ 自治体における、産業用地造成に関するノウハウや、周辺インフラを含めた開発資金の不足をいかに補完するか。
- ▶ 所有者不明土地における所有者の特定など、土地取得の段階をはじめとして、民間ディベロッパーの参入による官民連携での産業用地整備の障壁となる課題をいかに取り除くか。
- ▶ 土地利用調整に関する課題に対し、どのような対応が考えられるか。

38

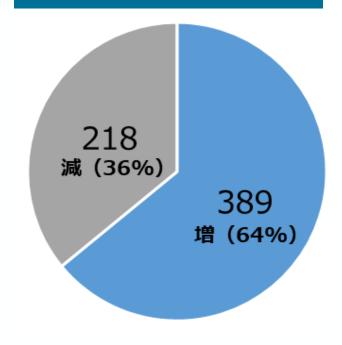
### 工場拡張投資の動向

- 工場立地法に基づく緑地規制緩和を実施している市町村数は、毎年増加している。全国1,741の市町村のうち、~2023年度中に**732の市町村が緩和準則の条例を制定**した。
- 工場立地法の規制対象である特定工場が行った敷地面積の変更の届出は、年平均(2017~2023年度)で、 面積増が面積減を171件上回っており、届出面積は差し引きで262haの純増となっている。

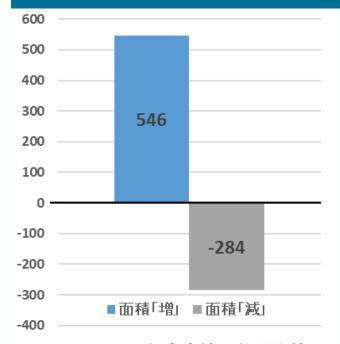
### 緑地規制の緩和条例を制定(市町村数)



### 敷地面積増減の届出(件数)



### 届出における敷地面積増減(ha)



※2017~2023年度実績の年平均値

出所)「工場立地法規制の運用状況調査結果(2022年度、2023年度)」より集計。

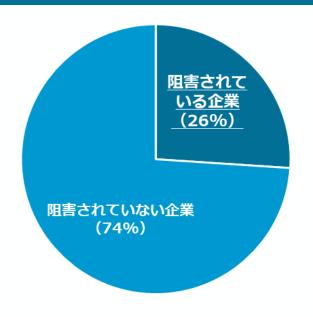
<sup>(</sup>注1)工場立地法、地域未来投資促進法(「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」)、総合特別区域法、東日本大震災復興特別区域法、国家戦略特別区域法のいずれかに基づき、市町村が独自の緑地率等を設定 する際には、条例を制定する必要がある。

<sup>(</sup>注2)工場立地法の規制対象となる特定工場(製造業、電気供給業(水力、地熱、太陽光発電所は除く)、ガス供給業、熱供給業の工場であって、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上のもの。)は、敷地面積の変更を行う際には、同法 第8条第1項に基づき届出が必要。

### 工場立地法の緑地制度設計に関する要望

- 工場投資に活用できる設備投資補助金の交付先企業に対するアンケートでは、3割弱に当たる50社が緑地面積率規制が障害となり生産拡大が阻害されていると回答。50社のうち33社は条例が設定されておらず緩和がなされていない、またその33社のうち12社は自治体に対して条例制定の要望を行っているが制定まで至っていないと回答。
- また自治体へのヒアリングでは、<br/>
  地域固有の事情に配慮した制度設計を志向すべく、<br/>
  更なる裁量を求める声もある。

### 工場立地法に基づく緑地規制が 生産拡大に与えている影響



### 緑地規制によって 立地計画が阻害された主な事例

- ●機器の特殊性から製造所の登録等が必要であり、拠点の変更ができず、現在の立地での増設投資を望んでいる。他方、緑地規制により増設のための用地を確保できず、現に投資が行えていない状況。
- ●自社工場の新設に際し倉庫等の増設を検討。しかし、緑地規制によって**予定より倉庫が小さくなり、当該工場からの直送ができず、県外の本社工場の倉庫を経由することに伴うコストが新たに発生**。
- ●既存工場付近に大規模の工場新設を検討。しかし、**緑地規** 制が25%かかるため、規模を縮小。

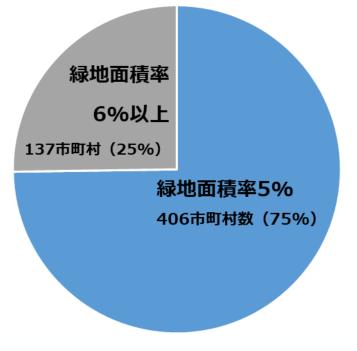
### 自治体からの声

- 工場立地法に基づく緑地規制の緩和には条 例制定が必要だが、条例の制定又は改正に は、期間を要する。
- 企業からは限られた土地を有効活用したい との声があがっており、市内で緑地規制に よって工場拡張を断念した企業も存在。
- 企業のニーズに対し、地域固有の事情を考慮しながら適切な制度設計を行いたいところ、緑地面積率の設定に更なる裁量を与えて欲しい。

# 工場立地法に基づく地域準則条例の制定状況

- 市町村が工場立地法に基づく地域準則条例で設定した緑地面積率を見ると、**最大限引下げ可能な5%まで 引下げを行った市町村は406市町村**で、**地域準則条例を制定した市町村の7割**を超えている。
- なお、個別の市町村の状況に応じて、**国が一律で準則で定める緑地面積率(20%)より高く緑地面積率を** 設定した区域を設けることも可能としており、実際に20%超の緑地面積率となる区域を設定した市町村も 存在。(計32市町村、21%:3市町村、25%:19市町村、30%:10市町村)

### 工場立地法地域準則条例で制定した緑地面積率の下限値



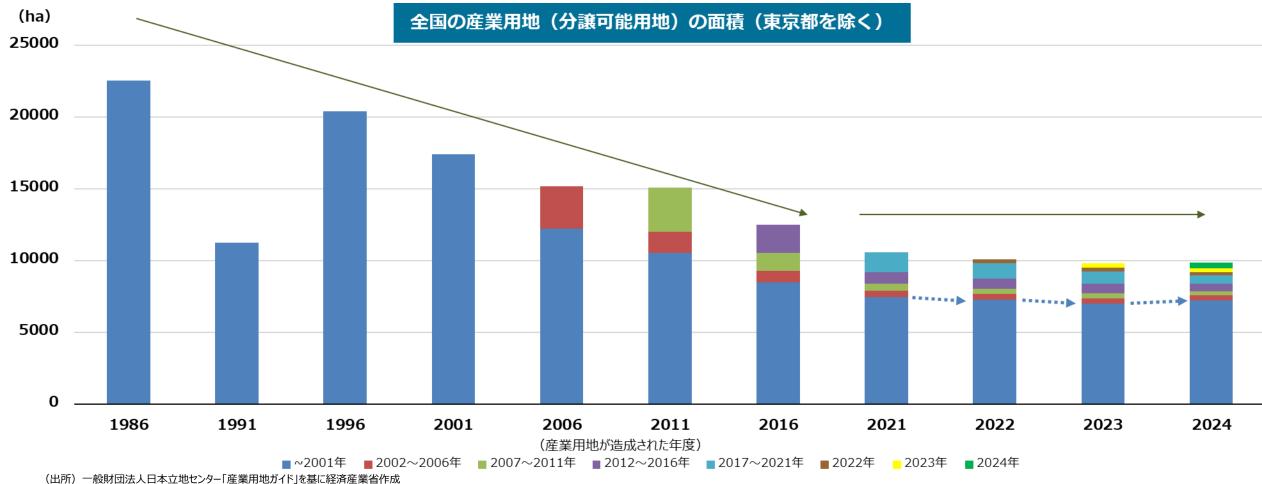
(出所)「工場立地法規制の運用状況調査結果(2022年度、2023年度)」

(注) 「緑地面積率等に関する区域の区分毎の基準」(平成十年大蔵省、厚生省、 農林水産省、通商産業省、運輸省告示第二号)に規定する第1種区域(住居 の用に併せて商業等の用に供されている区域)が対象。

(備考) 2024年4月1日時点で制定されている条例を集計。

# 産業用地面積の推移

● 全国の分譲可能な産業用地面積の5年ごとの推移を見ると、近年新たに造成されている産業用地は比較的短期間のうちに分譲され、全体として空き用地は減少傾向にあるが、一方で、長期間にわたり活用が進んでいない産業用地も存在しており、こうした用地の活用促進も課題。



(注) 都道府県・市町村・開発公社・民間ディベロッパーが事業主体となっている全国の造成済・造成中の工業団地、流通団地、研究団地、業務団地等及び集合工場について、一般財団法人日本立地センターが全都道府県に聞き取り調査を行い、都道府県から報告のあった全ての用地を集計(各年10月時点の内容)。

### 市町村における財政力指数の状況

- 市町村における財政力指数を見ると、財政力指数の低い自治体が増加傾向にある。特に財政力指数の低い市町村では、財政面の課題から事業者への支援措置等の誘致活動が十分に行えず、誘致力の低下が懸念されるところ。
- 空き産業用地の活用につなげるためには、そうした用地を抱える財政力指数の低い自治体の誘致活動を後押しし、事業者の投資を促していくことも必要。

### 財政力指数が一定値未満の市町村数の推移(特別区除く)(※1)

	ļ	市町村の 材政力指数の値	2006 (H18)	2011 (H23)	2016 (H28)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
0.8	8未満 (※ 2 )		1,383	1,407	1,414	1,432	1,455	1,484 (2006年比+7.3%)
	0.0	67未満 (※3)	1,197	1,223	1,234	1,243	1,273	1,296 (2006年比+8.3%)
		0.48未満 (※4)	858	917	915	915	927	936 (2006年比+9.0%)

<sup>(※1) 2006</sup>年以降に合併のあった市町村については、合併前の市町村の財政力指数の平均値を1自治体分として計上

<sup>(※2)</sup> 地域未来投資促進法に係る減収補填制度(上乗せ)の要件となる財政力指数の値

<sup>(※3)</sup> 地域未来投資促進法に係る減収補填制度の要件となる財政力指数の値

<sup>(※4)2023</sup>年度(2021-23平均値)の市町村の財政力指数の全国平均値

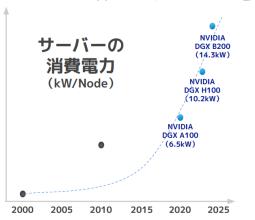
<sup>(</sup>出所) 総務省HP「地方公共団体の主要財政指標一覧」を基に経済産業省作成

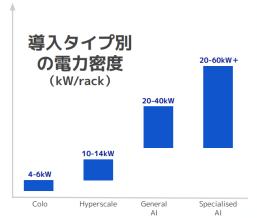
# データセンターの分散立地と水需要の増加

- データセンター (DC) は、大規模災害や安全保障の観点から地方分散が進められており、電力インフラから見て望ましい場所や地域への立地を促進することとされている。
- DCは稼働に大量の電力を消費するところ、サーバーの発熱を放置すると熱暴走し、稼働停止や故障に陥るおそれがあるため、絶えず冷却する必要がある。近年急速に普及が進む生成AI等の活用を念頭に置くAIDCにおいては、特に処理能力が高く、消費電力や発熱量も従来に比べ格段に大きいサーバーが必要とされている。そのため、近年では従来主流とされてきた空冷と比して冷却能力の高いとされる水冷の普及が進んでおり、今後更なる水需要の増加が見込まれる。
- こうした中で、**DCの誘致に当たっては、冷却水の安定的な供給をできる環境が重要**となる。DC事業者からはエネルギー 効率の改善にも取り組みつつ、**コストや安定性の点で工業用水の利用が望ましい**という声があり、一部の自治体からも**工業用水道の供給先拡大**が要望されている。

### DC内サーバーの発熱の傾向

AIの処理で使用されている最新のサーバーでは、消費電力が10年前と大幅 に増加。これに伴い、ラックあたりの電力密度が高まり、発熱量も増大している。

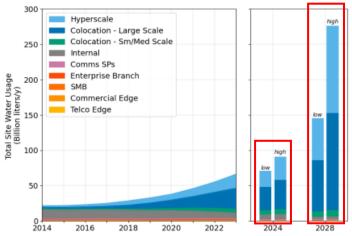




※メーカー公表情報によれば、空冷式ではラックあたり20kW程度の発熱までしか冷却できないと言われている。

### DCにおける水需要の増加の傾向

米ローレンスバークレー国立研究所によれば、データセンターにおける水使用量は2028年までに2倍から4倍に増加する見込み。



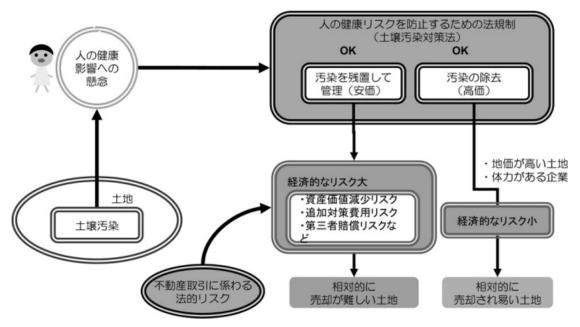
(出所) Lawrence Berkeley National Laboratory(2024)「2024 United States Data Center Energy Usage Report」

### 既存土地の利活用に向けた土壌汚染対策の課題

- 土壌汚染の可能性がある土地を活用するにあたっては、**保有地の汚染が公知になることによるレピュテーションリスク**や土 **壌汚染対策に要する費用が調査段階まで確定せず、事前の予見性が低い**といった課題が存在。
- こうしたことから、土地が市場に出回らず、実態把握がされづらい状況。

### 土壌汚染に起因するリスクの発生経路

土壌汚染が存在する土地は、人の健康リスクや環境リスクだけでなく、経済的なリスク や法的リスク、レピュテーションリスクなど、多くのリスクを内包。特に、地価が高い 土地や体力がある企業が土地所有者である場合を除き、経済的なリスクが大きいため、 相対的に売却が難しいことを見込み汚染対策や取引に踏み切らないケースが存在。



(出所) 保高徹生(2009) 「土壌汚染地のリスクマネジメントの現状と課題-環境,経済,法律の観点から-」 日本不動産学会誌 第23巻第3号

### ブラウンフィールド※の事例

環境省の調査では、現状ブラウンフィールドは大都市圏を中心に顕在化しており、そ の発生原因としては対策費用が高額であることが最も多く(35事例中21事例)、続く 十壌・地下水汚染の存在(10事例)についても対策費用に起因するものが相当程度 入っていると判断されている。

- ・ 十地売買の際に買主から、汚染土壌の掘削除去費用相当分の大幅減価が求めら れ交渉中。
- 土地再開発の需要があるが、重篤汚染であり売却できないと考えている。
- 処分費が売却費を上回ると考えられることから売却を断念。
- 土地を売却したいが、土壌調査をすると汚染がみつかる可能性が高く、その場 **合浄化が必要になることを恐れ、調査を行っていない。** † 壌汚染費用を捻出で きる状況になく、利用されない状況が続いている。
- いくつか購入の打診があったが、土壌の浄化が前提となり成約に至っていない。
- 土地の大半から自然由来と思われる汚染物質が検出されたが、**これが公知とな** ると販売済の土地購入者への対応が困難となることから売却・対策をせず自社 で使用している。

※十壌汚染の存在、あるいはその懸念から、本来、その土地が有する潜在的な価値よりも著しく低い用途あるいは未 利用となった土地のこと。

# (参考) 海外のブラウンフィールド活用促進の事例

- ドイツでは、**州開発公社等が工場跡地を購入して除染し、企業誘致・販売することで除染費用を回収する制度**が普及。 住宅用地などに再生される事例が多い一方、産業用地として活用される事例も存在。
- 米国では、2009年のGM破綻による全米89箇所の旧工場の土壌汚染対策において、汚染対策に対して補助金が措置された例がある。

### ドイツ・ドルトムントの事例(製鉄所⇒研究施設)

- ▶ 州が製鉄所跡地を取得し、州の基金を活用して建物の解体や汚染地の浄化を行い、誘致企業への用地販売までを担った。
- ➤ その跡地に、機械・化学製造企業がイノベーションセンター(研究施設)を設立。



旧製鉄所の一部

### 米国・GM旧工場への土壌汚染対策支援

#### <Environmental Response Trust>

- ➤ GMの破綻後、不要資産を引き継いだ「Motors Liquidation Company (MLC)」と、EPA・財務省・司法省などが協力し、89か所の旧GM工場跡地の浄 化を目的として設立した信託基金。
- 総額7億7,300万ドルの環境浄化資金を確保。(うち6,800万ドルは予備費)
- 対象地域は14州にまたがり、土壌・地下水汚染の除去、再利用可能な土地への転換が目的。



(出所) 米国環境保護庁 (EPA) 「Negotiating Cleanup and Supporting Reuse in the 2010 General Motors Bankruptcy Settlement Agreement」

# (参考) 大規模成長投資補助金により工場遊休地が活用された事例

### ときわ製作所株式会社

(岡山県津山市・2025年度採択)

#### ○ 企業概要

• 資本金:1,000万円 従業員数:87人

• 主に農機具メーカー純正部品を手掛ける事業者。鋼材・ステンレス・特殊 鋼における機械加工を含む一貫加工機能及び技術をし、自社製品にお ける設計・製造から販売まで行っている。

#### ○ 補助事業概要

- 事業費(補助額):10億円(2.5億円)
- 既存主要取引先からの増産要請に対し、点在している事業所の集約と製造ラインの再構築を実施する。
- 津山市草加部工業団地内にある旧パナソニック工場を活用し、板金・機械加工・溶接・精密検査・自動搬送設備の導入と、生産管理及びサイバーセキュリティ対策システムの構築を行う。
- 集約化させる 2 拠点は河川沿いに立地しており、過去水没したことがあるため、今回の集約化により安全、安定稼働が可能になるとともに、物流網の集約も行えることにより、輸送費の縮減が可能となる。
- 事業完了後、3年間で約15.4%の賃上げにコミット





### アオイ電子株式会社

(香川県高松市・2024年度採択)

#### ○ 企業概要

資本金:45億4,550万円 従業員数:1,547名

• 半導体パッケージやプリントヘッドなどの電子部品を製造するメーカー。 生産設備においては、その大半が自社開発であり、設備関連のコストを 抑えながら、フレキシブルな生産システムを独自に確立し、製品の多品 種同時生産を行っている。

#### ○ 補助事業概要

- 事業費(補助額): 254億円(50億円)
- パワー系/車載系半導体の量産体制確立のための設備投資を段階的にすすめ自動化・省人化により労働生産性の向上を図るとともに創出された利益の従業員への還元を行う。
- 建物に関してはシャープ三重事業所第1工場を購入(※交付決定後、計画変更にて第2工場も購入)し、クリーンルームの増床および既存装置の移設を行う。加えて、生産装置の購入及び車載品品質保証体制を構築する。
- 事業完了後、3年間で約9.2%の賃上げにコミット





シャープ三重事業所(三重県多気郡多気町)

第2工場

# 新たな産業用地の造成に向けた自治体からの声

- 自治体だけではノウハウや財政不足であり、民間企業と連携することで専門知識の共有や資金の調整など課題の解決につながるため、
   今後産業用地を造成する際に民間企業と連携した手法を採用したい。
- 民間任せであっても、自治体が間に入るが、役場側にノウハウがないというのはネックになるところ。民間とやるにしても、調整するうえで 造成のノウハウは必要。
- 造成及び道路整備等の費用が多額となり、資金繰りが難航。
- 整備には多額の費用がかかる中、人件費や利率の高騰により、造成費や起債償還費用が大幅に増加しており、何らかの支援が必要。
- 官民連携で用地整備を行うことで、議会での議決等の行政的な手続きを無くして用地整備のスピードアップを図っているところ、この<u>地権者</u> <u>交渉を、半年から10か月といった、短期間でまとめられるかが一番の課題</u>。その意味で、<u>売却の際の税制措置があると、地権者交渉</u> <u>は一気に進む</u>。
- ・ <u>今欲しい企業に対して、あげられる土地がないのが一番の問題意識。立地決定前から行う産業用地造成事業に対して、恩恵がある</u> 法整備があるとありがたい。
- 地域未来投資促進法の現行制度だと立地企業が決まってからでないと土地利用調整できないが、それだと企業の投資スケジュールに間に合わない。 **立地企業が決まる前の段階から団地造成できるとありがたい**。
- 民間企業が事業停止し遊休地となっている土地があるが、土壌汚染対策が必要な可能性がある土地であることから塩漬けとなっている。
   遊休地を再活用し、産業用地を確保できるような施策が必要。
- 地域未来法を活用した開発行為は民間事業ではあるが、公共性が高い事業として、「長期相続登記等未了土地解消事業」による登記 官探索の対象となるとありがたい。

(出所) 各自治体へのヒアリング等を基に経済産業省作成 48

# (参考)令和8年度概算要求・税制改正要望

# 1. 令和8年度概算要求

● 独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金事業 等(令和8年度概算要求額199億円の内数)

中小企業向けの産業用地を確保するための支援を行う。

# 2. 令和8年度税制改正要望

● 地域経済に波及効果をもたらす国内投資の増加を目的とする産業用地整備の促進に向けた所要の措置 (所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

国内投資の増加に向け、高付加価値産業の立地基盤となる産業用地の整備事業において、土地の譲渡に係る税制措置を講じる。

●独立行政法人中小企業基盤整備機構に係る産業用地の整備に向けた税制上の所要の措置 (所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税、法人住民税、事業税、事業所税、地方消費税)

独立行政法人中小企業基盤整備機構が新たに実施する、産業用地整備に関する融資・指導業務の実施に係る所要の 税制上の措置を検討する。

# (参考) 関連する主な政府文書

### 地方創生2.0基本構想(令和7年6月13日閣議決定)

- 6.政策パッケージ
- (4) 新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用
- ①GX·DX時代の新たな産業集積の形成に向けたインフラ整備
  - iv. 産業用地・産業インフラの確保

地域の産業用地・産業インフラを円滑に確保することを通じて、地方に効果的な投資が行われるよう、全国の産業用地情報を活用した産業用地マッチング事業を新たに創設し、既存の産業用地の利活用を促進するとともに、**産業用地の計画的な整備を促進するため、関係法令の改正を含めた検討を行い、必要な措置を講ずる**。また、G X ・D X も踏まえた産業インフラへの支援を行う。

### 経済財政運営と改革の基本方針2025 (令和7年6月13日閣議決定)

#### 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

- 2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応
- (2)地域における社会課題への対応

(ワット・ビット連携)

電力と通信の連携(ワット・ビット連携)により、オール光ネットワーク技術の実装を進めつつ、電力インフラから見て望ましい地域(脱炭素電力が豊富な地域を含む)や大規模災害時のデジタルサービスの維持に資する地域へのデータセンターの誘導を含め、光ファイバや5Gの全国展開とともに、電力と通信基盤を整合的・計画的に整備し、データセンターの地方分散を推進する。 脱炭素電力が豊富な地域やコンビナートを始めとする既存インフラが利用できる地域に対し、内外の投資を集中的に呼び込むため、特区制度等の活用・見直しを含め、事業環境を整備することを検討する。

地方公共団体が行う産業インフラの整備を支援するほか、産業用地の計画的な整備を促進するため、関係法令の改正を含めた検討を行う。

### 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025改訂版 (令和7年6月13日閣議決定)

- Ⅲ. 投資立国の実現
- 6. 国内投資のボトルネックである産業用地の確保

産業用地については、近年、立地面積が開発面積を上回って推移し、その供給が需要に追い付いていない。政府内の国内投資・立地支援の体制を明確化し、マッチング事業の創設、 **産業用地の計画的な整備を促進するため、関係法令の改正も含めた検討を行う**。また、土壌汚染対策等の環境規制の在り方の検討など、G X・D X の進展も見据えた必要なイン フラの整備にも政府を挙げて取り組む。また、G X の進展も見据えた産業用地の確保等に関する制度的対応の方向性を検討する。